

原子力規制委員会

平成27年度第1回政策評価懇談会

原子力規制庁

原子力規制委員会

平成27年度第1回政策評価懇談会 議事録

1. 日時

平成27年7月24日（金）16:00～18:01

2. 場所

原子力規制庁13階会議室B

3. 出席者

飯塚 悦功 東京大学名誉教授

城山 英明 東京大学公共政策大学院院長 法学政治学研究科教授

鈴木 基之 東京大学名誉教授 東京工業大学監事

田尾健二郎 前国家公安委員 元広島高等裁判所長官

町 亞聖 フリージャーナリスト

事務局

池田長官

清水次長

米谷総務課長

4. 配付資料

政策評価懇談会委員名簿

資料1 原子力規制行政の最近の動き

資料2 平成26年度実施施策の事後評価の考え方

資料3 平成26年度実施施策に係る政策評価書

資料4 平成27年度実施施策に係る政策評価書の事前分析表のポイント

資料5 平成27年度実施施策に係る政策評価書の事前分析表

参考資料1 原子力規制委員会政策評価基本計画

参考資料2 平成27年度原子力規制委員会事故評価実施計画

参考資料3 平成27年度政策体系

参考資料4 原子力規制委員会第1期中期目標

参考資料5 原子力規制委員会平成27年度年度重点計画

参考資料6 原子力規制委員会のマネジメントシステム体系

参考資料7 平成26年度年次報告書

5. 議事録

○米谷総務課長 それでは、定刻になりましたので、これより平成27年度第1回原子力規制委員会政策評価懇談会を開催いたします。

まず、原子力規制庁の池田長官から、一言御挨拶をさせていただきます。

○池田長官 規制庁長官の池田でございます。本日は大変お忙しい中、昨年に引き続きましてお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。心から御礼申し上げます。

原子力規制委員会は、発足してから間もなく3年になります。発足したときは、1年たてば大分楽になるだろうと委員長と話していたんですが、全然楽にならずに、もう2年たてばきっと楽になると思っていたんですが、2年たってもあまり楽にならずに、この1年、新規制基準に基づく審査が大分進捗してきたんですが、あるいは防災の関係は内閣府と分離するというような動きもありましたけれども、形がある程度できてくればできてきたで難しい問題がまた出てきております。この点につきまして、いろいろまた後ほど御説明をさせていただきたいと思っております。

まず本日は、事務方のほうから、最近の原子力規制行政について御説明をした後、本日、お集まりいただきました先生方に、規制委員会の平成26年度の政策の関する評価について御意見を賜りたいと考えております。その後に、平成27年度の政策に関する事前分析についても御意見を賜ればと考えております。より広い見地から、また専門的な御意見をいただくことは、大変我々にとって意義深いものだと考えておりますので、何とぞ先生方の忌憚のない御意見を賜ればと思っております。

その点改めてお願い申し上げます、簡単でございますが挨拶にさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

○米谷総務課長 続きまして、委員の御紹介をさせていただきます。飯塚悦功委員、城山英明委員は少し遅れていらっしゃるということでもあります。それから、鈴木基之委員、田尾健二郎委員、町亜聖委員、よろしく願いいたします。

続きまして、本日の議題について御説明をいたします。議題は先ほど長官の挨拶の中にもありましたように、まず、原子力規制委員会の最近の動きについて御説明申し上げ、そして26年度の実施策の事後評価について、そして27年度の実施策の事前分析について、事務局から御説明を申し上げ、

御意見を賜ればと思っております。

配付資料の確認をしておきたいと思えます。政策評価懇談会の委員名簿、それから資料1が原子力規制行政の最近の動き、資料2が平成26年度実施施策の事後評価の考え方、資料3が26年度実施施策に係る政策評価書、資料4が平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析のポイントのパワーポイント、資料5が平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表ということになっております。また、参考資料といたしまして、原子力規制委員会政策評価の基本計画、平成27年度原子力規制委員会事後評価実施計画、平成27年度施策体系、それから原子力規制委員会の第1期中期目標、資料5が原子力規制委員会平成27年度年度重点計画、そして参考資料6が原子力規制委員会のマネジメントシステム体系、そして参考資料7、冊子になりますが、平成26年度の年次報告書をつけさせていただきました。過不足があれば事務局までお申しつけください。

今、城山英明委員が御到着いただきました。

それでは、議事に入りたいと思えますが、まず、座長の選任をいたしたいと思えますが、座長につきましては、事務局といたしましては、昨年引き続き鈴木基之委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

○米谷総務課長 それでは、恐れ入りますが、以後の進行、鈴木座長のほうにお願いしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○鈴木座長 それでは、政策評価懇談会、年に1回ということで、なかなか細部に至りというよりは、むしろ全体の流れというようなところを私たちとしてはいろいろと検討、評価をさせていただくと。そういうことになろうかと思えます。議題につきましては、先ほど長官からもございましたように、最近の動きを御紹介いただいた後、平成26年度の事後評価、そして27年度の事前分析と、こういうような議題が並んでおります。

それでは、委員の方々の御協力をいただきまして、なるべくスムーズに、そしてまた本質的な議論ができればと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

ではまず、議題の1に早速入りたいと思えますが、原子力規制行政の最近の動きについて、これは米谷さんのほうからよろしくお願ひいたします。

○米谷総務課長 それでは、資料1を御覧いただきたいと思えます。

原子力規制行政の最近の動きについて御説明を申し上げたいと思えます。

めくっていただきまして、まず2ページでございますが、原子力規制委員会は、「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること」という使命を果たすため、独立性、実効性、透明性、専門

性、即応性に関する5つの活動原則を掲げた組織理念の下で、様々な政策課題に取り組んでまいりました。昨年度、平成26年度は、規制委員会を65回開催し、必要な審議、評価、決定等を行ってきたところでございます。

まず、原子力規制行政に対する信頼の確保に向けた取組として、体制の見直しをいたしました。一つ目の矢羽に書いてありますように、この間、委員の交代もございました。昨年度、島崎邦彦委員、大島賢三委員が任期満了を迎えて退任され、新しく田中知委員、石渡明委員の着任をいただいたところでございます。

また、昨年10月には、政府全体の原子力防災体制の充実・強化を図るということで、右にありますように、これまで下のところ、見直し前の体制は、内閣府の原子力災害対策室というのがあったのですが、実態的には、例えば室長は原子力規制委員会の放射線防護対策部の部長が兼ねるという形で、原子力規制委員会の職員が内閣府の職員を併任するという原子力防災の体制であったわけですが、これを専任の内閣府の政策統括官の組織を発足をさせるということを行いました。

そして、上のところの左側になりますけれども、原子力規制委員会のほうは、原子力災害対策や核物質防護、それから放射線対策や保障措置、それからモニタリングの機能などを担うグループをつくりまして、核物質・放射線総括審議官が束ねるといった体制に組み替えをしたところでございます。

1ページおめくりいただいて、4ページのところ、独立性・中立性・透明性の確保、コミュニケーションの充実ということにつきましては、科学的・技術的見地から、公正・中立に、かつ独立した意思決定を行うということを引き続き徹底したところでございます。一方で、外部の意見もしっかり聞くということで、各種検討会合において、外部有識者を構成員に含めたり、専門家や関係事業者からのヒアリングも積極的に行ったところでございます。

また、原子力規制委員会として説明責任をきちんと果たすということで、川内の原子力発電所の設置変更許可を行いました後には、立地自治体で開催された住民説明会に参加して審査結果の説明を行いました。また、高浜発電所の設置変更許可をした後には、自治体の要望によりまして、説明ビデオを作成いたしまして、高浜町内のケーブルテレビで流す、また原子力規制委員会のホームページにもアップするといったことをしたところでございます。

また、中立性の確保につきましては、原子力規制委員会が定めました原子力規制委員会委員の行動規範や外部有識者に当たっての要件等の遵守をいたしました。

9月に着任をいただきました田中知委員、石渡明委員についても、就任前直近の3年間の寄付等の必要な情報を就任日に公開をいたしましたところでございます。

また、透明性の確保ということにつきましては、規制委員会、それから各種検討会は、議事録や資

料を公開することに加えて、今日も行ってありますが、インターネットの動画サイトによる生中継を行っております。また、委員が3人以上、規制に関わる打合せをしたり、被規制者との面談を行う際には、概要を公開するといったことも徹底しております。

記者会見も週1回委員長が行うとともに、規制庁のブリーフィングを週に2回行っているところでございます。

それから5ページのところで、マネジメントシステムというのを昨年度構築をいたしました。参考資料の6、年次報告の前のところにシステム体系というのをつくっておりますが、組織理念のもとに、左側であります。5年間の中期目標をつくり、それに従って年度ごとに重点計画をつくと。それに従って各部や各課は年度の業務計画をつくり、それに基づいて各職員が自己の業績目標をつくと。それを期末に点検をしていくというシステムを構築をしたところでございます。これを秋に構築をして、平成27年度から5年間の中期目標、それから年度重点計画を立てたということで、これを参考資料の4、参考資料の5という形でつけさせていただいております。

それから、国際機関及び諸外国の原子力規制機関との協力につきましては、IAEAやOECD/NEAといった機関の各種会議に参加するとともに、実は平成27年度末から28年度の初めになろうかと思っておりますけれども、IAEAの総合規制評価サービス（IRRS）、IAEAから日本の規制行政、原子力規制委員会の規制行政全般について評価をしていただくという評価サービスを受け入れるということで準備を進めているところでございます。

また、諸外国の原子力規制機関との協力ということで、国際原子力規制者会議、これは世界各国の規制機関のトップが集まる会議でございますが、そうしたものに参加するとともに、地域においても中国、韓国との合同の会議を開催しております。

また、国際アドバイザー3人の方をお願いをいたしまして、国際アドバイザーからの御意見といったことも受け取っているところでございます。

6ページに参りまして、二つ目の柱として、原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施を行ってまいりました。1番で、まず規制制度の継続的な改善ということで、具体的には昨年度、緊急作業時における被ばくに関する規制の見直しについての検討を開始したところでございます。緊急作業時の被ばくに関する規制・規則の改正案をまとめまして、現在、放射性審議会へ諮問をしているところであります。また、保安検査のあり方についても引き続き検討を行いました。

それから、原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会に対して、国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制の動向に係る情報の収集を行って、原子力規制委員会としての対応の可否について助言を行うということを指示しました。平成26年度中には計4回の合同審査会を開催したとこ

ろでございます。

それから7ページのところで、全国の原子力施設の審査・検査でございますけれども、これ原子力規制委員会の業務として大きな柱となるようなものでございますが、実用発電用原子炉につきましては、平成25年7月に新規制基準を施行した後、現在までに15の原子力発電所、25プラントから新規制基準への対応に係る設置変更許可申請等が提出をされたところでございます。これらに対しまして、平成26年度中に113回の審査会合等を開催をいたしました。

そして二つ目にありますように、昨年9月に川内原子力発電所の1・2号炉の設置変更許可、今年の2月に入って高浜発電所の3・4号炉の設地変更許可、そして今月には伊方発電所の3号炉の設置変更許可を行いました。川内原子力発電所1号炉については、工事計画の認可、保安規定の変更認可を行い、現在、使用前検査に入っておるところでございます。

また、核燃料施設等につきましても、新規制基準に基づく審査を行っているところでございます。その状況を8ページ、9ページ、10ページに示しております。

それから11ページにありますように、全国の原子力施設の検査等も行いました。原子力規制委員会は、原子力施設の近傍の22カ所に原子力規制事務所というのを設けております。そしてそこに原子力保安検査官等を配置しているわけでございますが、この保安検査官を中心に発電用原子炉や核燃料施設等の保安規定の遵守状況の検査といったことを行っているところでございます。

それから12ページ、原子力発電所の敷地内破砕帯の調査、これは原子力安全・保安院時代に始めたものを引き継いだというものでございますが、発電所敷地内の破砕帯の調査を6つの発電所について行ってきたところでございます。このうち、大飯発電所については25年度中に評価が終了しておりましたが、26年度においては敦賀発電所、それから東北電力の東通発電所について評価書を取りまとめて委員会に報告をしたところでございます。なお、この有識者会議の検討結果につきましては、新規制基準の適合性に係る審査において、重要な知見の一つとして参考とするということにしております。

13ページのところで、放射性同位元素等による放射線障害の防止、これは放射性同位元素の使用を行う病院とか、学校とか、そういうところに使用の許可に係る審査等を行っているところでございます。

また、国際機関の会議において、放射線障害の防止に関する技術的基準や放射性同位元素に係る核セキュリティが議論をされておりますので、こうした場に参加して、情報収集、また議論への参加等を行っております。

それから昨年度、新しく取り組んだこととして、安全文化への醸成の取組がございます。具体的には、昨年の10月から毎月1回の頻度で原子力事業者のトップをお呼びして、安全文化の醸成の活動についてヒアリングと意見交換を行っております。これが昨年度9月から九州電力を皮切りにいたしまして、

そこに書いてありますような各電力会社の社長さんをお招きをいたしまして意見交換を行っておるところでございます。

三つ目の固まりが14ページから東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等でございますが、これにつきましては、今年の2月に15ページにありますような、中期的リスクの低減目標マップというものをつくったところでございます。これは福島第一原子力発電所について、どういう課題があって、それについてどういう優先順位でその課題に取り組んでいくのかということを示し、そして、今何まではできていて、今後どういうことをするのかということがわかるようなマップを示したところでございます。今年の2月に策定をいたしまして、半年から1年ぐらいごとに見直しを行うということにしております。

また16ページのところ、福島第一原子力発電所につきましては、原子炉等規制法で特定原子力施設というものに指定され、この保安等の措置を実施するための計画というのを東京電力のほうで作り、原子力規制委員会のほうで認可をしております。この作業の進捗状況に応じて、26年度には38件の審査・認可をしたところでございます。

それから、17ページのところ、特定原子力施設における事故・故障への対応ということで、やはり福島第一原子力発電所につきましては、幾つかの事故・故障が発生をいたしました。これへの対応をしてきたところでございます。具体的には、そこに五つ例示を挙げておりますが、御覧のとおり、やはり汚染水の処理に係る問題がいろいろ生じていると。汚染水の漏えいといった事故・故障が生じているという状況でございます。

18ページのところ、福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組のもう一つとして、事故の分析を行っております。福島第一原子力発電所の事故についての継続的な分析を行っており、昨年度は10月に中間報告書を取りまとめたところでございます。

19ページのところ、四つ目の柱は、これら原子力の安全確保に向けた基盤の整備、それは技術の基盤であり、人材の基盤であるということでございますが、まず技術基盤の整備ということで、原子力安全研究を行い、そしてそれに基づいて規制基準等の改正を行っているというところでございます。1の二つ目の矢羽にありますように、現在、廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制の基準を作成すべく、検討チームの会合を開催しておるところでございます。

それから20ページは、人材の基盤の確保ということで、平成26年度は、民間等からの実務経験者を57名、それから将来の原子力規制行政を担う新規採用者を22名採用したところでございます。

それから、これら採用した職員の人材育成のために、原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針というのを策定をいたしました。これに基づいて、下に出ておりますように、担当業務に必要な力量

の明確化、それから発電炉に近い挙動を模擬できる研修用プラントシミュレーターの開発・整備などを行っておりますし、またベテラン職員から若手の職員へ高度な知識等を計画的に伝承していくための知識管理なども行っているところでございます。

21ページのところで、五つ目の柱として、核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施というものがございます。核セキュリティ対策というのは、原子力施設への攻撃を防止する、あるいは核物質が盗まれるといったことを防止するという取組でございますが、これにつきましては、核セキュリティに関する検討会というのを行って、核セキュリティにおける課題への対応についての検討を行っております。例えば、原子力発電所で働く個人の信頼性の確認制度や、あるいは輸送時の核セキュリティ対策、あるいは放射性同位元素に係る核セキュリティの検討といったものを行っております。

それから、三つ目の矢羽にありますように、これについてもセキュリティについて日本の取組についてIAEAから評価を受けるということもいたしました。IPPASのミッションの受け入れというのを今年2月に行いました。ミッションチームからは、「日本の核セキュリティ体制、原子力施設及び核物質の核物質防護措置の実施状況は、全体として、強固で持続可能なものであり、また近年顕著に向上している」という見解をいただいたところでございます。

次のページは、保障措置に係る取組でございます。保障措置というのは、我が国の核物質が核兵器などに転用されていないことを確認するものでございますが、これにつきましては、原子力規制委員会において、原子力施設や大学などが保有する全ての核物質の在庫量を取りまとめてIAEAに報告するとともに、その報告内容が正確かつ完全であることをIAEAが現場で確認するという査察への対応を行ったところでございます。

三つ目の矢羽に書いてありますように、平成27年6月にIAEAより公表された、「2014年版保障措置声明」においては、我が国として「全ての核物質が平和的利用の範囲にあると見なされる」という評価を平成15年以降、継続して受けておるところでございます。

最後6番目の柱は、原子力災害対策及び放射線モニタリングの充実でございます。原子力災害対策に係る取組といたしましては、原子力災害対策指針の見直しに向けた検討を行いました。具体的には、東京電力福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策についての指針の検討。それからUPZ外におけるブルーム通過時の防護措置の範囲及び判断基準についての検討などを行い、この検討の結果を踏まえて指針の改定を行ったところでございます。

また、2番目の緊急時の対応というところでは、防災訓練、事業者の防災訓練の報告会を行い、前年度に引き続いて行ったわけではありますが、前年度に抽出された課題等について、原子力事業者と意見交換を行って、前年度より訓練が充実してきているということの確認をいたしました。

最後のページ、それから去年の11月には、政府全体で原子力総合防災訓練を実施したところでございます。北陸電力の志賀原子力発電所を対象として行いました。これは先ほど申しましたように、内閣府の政策統括官組織が独立しましたので、その後初めての訓練ということで、原子力規制委員会とこの組織との連携の確認などを行いました。

それから放射線モニタリングの充実というところでは、緊急時のモニタリング体制の充実強化を図るため、「緊急時モニタリングに係る動員計画」等策定をいたしました。また、実際に緊急時のモニタリング等に備えて、地方放射線モニタリング対策官事務所を新たに茨城、福井県の大飯・高浜、愛媛、佐賀、鹿児島等に設置をしたところでございます。

また、総合モニタリング計画に基づいて、東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応として、放射線のモニタリングを実施し、この解析結果は毎週公表すると。こうした取組をしておるところでございます。

以上、駆け足になりましたが、原子力規制行政について、昨年度どのような取組をしてきたのかということについて御説明をさせていただきました。

○鈴木座長 ありがとうございます。ここで六つの項目、目標が挙がっているのは、これは平成27年度に向けて改定された6項目ということですね。

○米谷総務課長 はい。そのとおりです。

○鈴木座長 いろいろと大量の仕事をこなしておられるので、マンパワーといいますか、やっぱり専門家の数とか、いろいろと体制をおつくりになるのは大変だろうと思いますが、まず、委員の方々からお聞きいただいて、何かここで御発言がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。はい。どうぞ城山委員。

○城山委員 二つ、そんなに大きくないことかもしれませんがお伺いしたいんですが、一つは、組織再編で防災のところは独立しましたというお話だと思うんですが、その後、御説明いただいたように、指針の改定のようなことはこちらでまだやられるということなので、こちらに残った原子力防災対策・核物質防護課で持っている話と、新しく内閣府のほうで独立したところの役割分担はどうなっているのかということと、これはここの枠外だと思いますが、内閣府の防災担当と、これは強化されているというまたいろんな形で報道もされていると思いますが、それはどのぐらいどういうふう強化されたのかということも、ちょっと参考として教えていただければというのが1点です。

それからもう一つは、安全文化の醸成との関係で、事業者と月1程度で経営者と話をするという、これは例えば国交省の運輸系なんかでも、運輸マネジメントプログラムといって、こういうことをやっていくときに、きちっと技術系ではなくて、むしろ経営者ときちっと話をするというのは大事だとい

うことがあるので、これがどういうふうな形で運用されて、やってみられてどうだったのかということの御感想のようなものがあれば伺いたいなということです。ただ、原子力の場合、若干ある意味ではルールで、ルールと申しますか、保安規定のようなところでかなり細かく書かれていて、それはそのチェックでやっていて、それとは別に多分経営層との話をするという構造になっていて、そこは多分運輸なんかと若干違うと思うんで、そういうときに事業者からどういう話を聞いて、逆に安全文化醸成という意味でいうと、この規制委員会のほうとしては、どういうところをチェックするなり、むしろアドバイスをするなりということをしているのかという、ちょっとその辺りについて少し伺いできればと思います。

以上2点です。

○鈴木座長 ほかに御質問があれば御質問を先に。

○飯塚委員 今、御説明していただいた最近の動きというのが、26年度の実績評価をして、それを踏まえて昨今のその後の変化等を踏まえて、次にこういうことをしなきゃいけないということを含めてお話になっていて、一部が27年度の計画のほうに反映されるという位置関係なんですか。この間の26年度の実施事項と、それから27年に対してどういうことをしようかということと、それからここで説明されている内容の関係がちょっとよくわからなかったものですから、どういうふうに理解していけばよろしいか、お願いできますか。

○鈴木座長 では、町委員。

○町委員 たくさん質問するのはあれなんで、幾つか気になった点をと。ようやく3回目やりまして、資料をどうやって読み解いたら、今、御質問があったように、これをどうやって読み解いて、ここでちゃんとした何か適切な質問ができるかはちょっと考えて、大分3回目になってあれかなと思うんですけど、幾つかちょっと気づいた点で、やはりやらなきゃいけないことがたくさんあるんで、この中で優先順位というものはなかなかつけにくいのかと思うんですが、やっぱり前回と前々回の動きの順番を読み解くと、やはり福島第一原発のことが去年はもうちょっと前に書いてあったんですけども、今回はそれよりも再稼働というか、審査の項目のほうが先だったりして、何か意識的なものがあるって順番が変わっているわけではないと思うんですけども、やはり福島第一原発ではまだ、いろんな検討会も中立・公開性ということで、検討会も動画で公開していただいているので、幾つか見られる範囲でチェックはしてきたんですけども、びっくりするようなことが起きてないだけで、恐らく汚染水の状況は変わってないと思いますので、それはここで最近の動きとして、多分福島で起きていることはここに幾つか事後報告みたいなのが書いてありますけど、恐らくここに書いてない、ふたに穴が開いてなかった問題とか、ああいうのも、あれは多分一番上に大きく書くべきトラブルなんじゃない

かと思うんですけど、それもちょっと書いてなかったりと。ぱっとこの資料を見て、最初に思ったのが、やっぱり福島で起きていることに対応するのは原子力規制委員会、規制庁の最大課題かなと思うので、ちょっと順番が気になりました。

福島第一原発のことでもう一つあれなのが、文章が14ページの中期的リスクの低減目標マップのところに書いてある文章、霞が関文学を見たような気がして、よくこの文章が、恐らくここに書いてある事故発生当初の応急措置を次々と実施する状態から計画的な取組を云々と書いてあるんですけども、恐らくこれは机上で政策した計画どおりにはいかない数々のトラブルが発生しているため、計画どおりいかないから、そのトラブルに対処しながらリスクを減らしながら廃炉作業を進めるということなんですけど、よくこういう文章になったなという感じがしまして、やはり福島第一原発の廃炉作業をしている中で、予期せぬ出来事が多分これからも10年、20年、30年かける中で起きてくると思いますので、もうちょっとこの書き方を、ちゃんとしっかり起きていることをちゃんと原子力規制庁としても認識しているというリスクの意識を、もうちょっと書いたような書き方にさせていただきたかったなというのをちょっと正直思いました。

とりあえずはじゃあこれをお願いします。

○鈴木座長 まず長官のほうから。

○池田長官 幾つか御質問をいただいたんですが、最初に防災の関係でございまして。内閣府に原子力防災の政策統括官ができたこととの切り分けでございましてけれども、私どもが行っているのは科学的・技術的な専門的見地から指針をつくるということが一番大きな仕事でございまして。この指針に基づいて全国の自治体が防災計画、避難計画をつくるんですけども、一自治体だけではなかなかこれをつくるのが困難な場合が多いということで、それをバックアップして指導するという役目が内閣府の原子力防災が担っていると、こういう形になっております。したがって、今回、例えば避難計画にはSPEEDIは使わないというようなことは、これは指針の中で書いておまして、それに基づいて具体的などういふ避難計画をつくるかという指導、あるいは中央省庁間の調整、そういうことは内閣府原子力防災が行うと、こういうような切り分けになっております。

それから、事業者との対話の関係でございましてけれども、得られたものということでございましてけれども、私どもは、やはり一番大事なことは安全文化ということを考えております。これは世界的にもIAEAの原則などでもそうなんですけども、安全を担うのは誰かという、これは事業者であるということでございまして、このことを確認する、そして徹底するというのが対話の中の一番大きな仕事だと思っています。私どもがいろいろ新規制基準に基づいて審査をしておりますけれども、これは基本的に事業者が持ってきたものを審査するという形になっております。したがって、この事業者側が

規制基準のハードルの一番低いところを狙って持ってこられたら、それに対して審査せざるを得ないと。そういうのはやはりおかしいのではないかと。できるだけ事業者として自らの責任として高いところを狙ってほしいということを中心に私どもはお願い、お願いするというのは変なんですけど、話をして、事業者のほうにそれを応えるようにということ話し合う場と私どもは考えております。その趣旨をできるだけつけようとしておりますけども、その辺のところはこれからも続けながら、継続しながらやっていきたいと思っております。

それから、先ほど飯塚委員から御質問があった関係は、総務課長のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

それと、町委員からの福島第一の関係でございます。福島第一は、やはり私ども非常に規制委員会できた原点でありますので、大きな仕事だということはもう重々考えておまして、決してそれを軽視しているという趣旨は全くありません。ただ、福島第一のいろいろな安全対策というのは、基本的にこれはやはり事業者がやると。そしてそれを経済産業省が指導するというのが今のつくり方でございます。私どもはそれを安全の立場からこれはどうしたらいいかということ監視していくと。そういうようなつくりになっておまして、そういう意味から言いますと、私どものマンパワーからいくと、やはりほかの仕事にもかなり割いているというのが実態でございます。そういう意味で、一番目に出ていないと言われればそうなんですけども、ただこれは軽視しているからそうなっているという趣旨では決してないと考えております。

それから、中期ロードマップの関係でございますけども、文章がわかりにくいという御指摘は、これは……。

○町委員 何が言いたいのか。

○池田長官 甘んじてこれは受けざるを得ないんですけれども、これをつくりました趣旨は、こういうものが実際全く今までなかったんです。本来なら経済産業省なり何なりがつくってもおかしくないんですけれども、こういうものが一切ないと。そうしたら一般の人が、今、福島第一でどの程度リスクが改善されてきたかが全然わからないじゃないかと。そういう趣旨でこのマップをつくって、わかりにくい部分は御指摘のとおりあろうかと思っておりますけれども、この目に見える形でリスクを見せようと、お見せしようと、こういうことでございます。

例えばこの中に、現在、福島第一で一番リスクとして大きいものは何かというと、左上の一番上にあります海側海水配管トレンチ内の汚染水、これが出るというのが当面の一番怖いリスクだったんですね。これを何とか押さえ込もうということで、やっこの度この処理ができそうだということで、これを恐らく次回つくるときには緑色で達成と、こういうふうになろうと思っております。あるいはその横

のタンク内の高濃度汚染水の処理、これも多分青色になるだろうと思います。徐々に、何かわけのわからんことをやっておるなというのじゃなくて、リスクがいかんにして改善されていくかというのを目に見えるようにしようということをつくったということでございまして、わかりにくい部分はこれから改善してまいります、その趣旨はぜひ御理解いただければと思います。

○町委員 緑になっているのが少なかったのも、ちょっと。

○池田長官 わかりました。失礼しました。2点目につきましては、米谷課長からお願いします。

○米谷総務課長 すみません。わかりにくくて申し訳ありませんでした。今日は三つ議題を用意しておりますが、政策評価懇談会ということでございまして、柱は資料2でこの後御説明をしますが、平成26年度の実施策の事後評価をこのように我々としてはつくっておりますがいかがでございましょうかということで御意見をいただくということと、もう一つが、27年度、今年度の実施策に係る政策評価の事前分析表について、このようにつくりたいと思っておりますが、御意見を賜ればというこの二つと思っております。それに先立ちまして、最近の動きについてまず御説明を差し上げたということで、この後、これに引き続いて、まず昨年度の実施策の事後評価について御説明をさせていただければと思っております。

○飯塚委員 お聞きしたかったのが、最近の状況として取り上げている項目、何をとり上げ何をとり上げない、もしくは何を軽く話すかによって26年度の計画がよかったかどうかに関して、もしくはどれだけ実施できたかに関して、もう既に評価しているわけですね。それが反映されるような代物なんだろうかということを確認したかったのです。26年があつて次があるための途中の分析の一部やっっているのがこの資料1に反映されているのかなと認識したのですが、そうでもないんですか。

○米谷総務課長 はい。あまりそういう、むしろ資料1につきましては、冊子で年次報告をつけておりますが、年次報告は規制委員会が26年度に行ったことについて、淡々と整理をして国会に報告をしているものでございますが、その要約版を使わせていただいております。

○飯塚委員 こんなに早くから始めちゃいけないのかもしれないけど、マネジメントシステム体系と言っているわけで、PDCAという言葉を使ってますよね。そうすると、さまざまなニーズ、社会ニーズ、それとか制約とか、状況変化に応じてプランなるものをつくると。これは多分何を狙ってますよという目標があつて、その目標を達成するためにこの施策を打つんだというのを決めていく。それに従っていろいろな準備をして実際に実施をしていくと。途中途中でいろいろ確認をしていく。もちろん副作用のことも確認しますと。何か起きたときに、即座に何かしなきゃいけないという応急的な措置とか、正確さ、スピードであるとか、それから影響拡大防止のようなことはもちろんできなきゃいけないし、あるいは先のことまで考えた場合に、そもそもこういう方法は直さなきゃいけないんだという

のは、いわゆる再発防止とか未然防止というような感じのことを言わなきゃいけないということを考えた場合、そのときに、現在こうなっていますよというアクション、やった結果について報告するというときには、必ずどんなことをやるつもりでどうしてきたかということ踏まえて、そのときに特に取り上げて説明すべきものというのを挙げるのが普通の人の行動パターンだと思うんですよ。そのときに意識の中に現れるんだらうかということだったんです。やったことを淡々と説明しているわけじゃないと思うんですよ。必ず何か注目すべきことを挙げていると思うんですよ。そこに意思が入っているのかということ聞いています。

○清水次長 すみません。きっとマネジメント体系との関係で言えば、後でちょっと説明があると思いますけれども、参考3というのがありまして、これが27年度の原子力規制委員会の政策体系ということなんです。これで27年度の政策を決めていくということなので、これは事前の評価に反映されている項目なんです、この政策体系を27年の3月に決めたことから、実は26年度の政策評価は別の体系になっています。ところが27年度の体系をこれで決めたので、国会に対する年次報告、これ要約なんです、これについてこの項目立てで立てているということになります。ですから、政策評価との関係で言えば、本来は26年度の政策体系でこの報告をしてもよかったんですが、27年度の政策体系によってこれができているということですので、確かに今日やっていただくのは26年度の事後評価と27年度の事前評価なんです、この政策体系を27年度の政策体系で26年度の動きを変えてしまったという意味において、少しちょっとまさにずれはあるというのはおっしゃるとおりだと思います。ですから、この政策体系は、ちょっとずれるんですが、27年度に行くときの参考にぜひしていただければという、そういう関係になるかなと思います。

○飯塚委員 じゃあそれは二つ意味があって、26年の計画を立てるときにいろんなことに関して予測的とか、用意するという観点で少し配慮が抜けていた部分があって、生じてきたから当然わかるから新しい実施項目に入れている、そういうことがあるかもしれませんし、そういうことを抜きにして、ちゃんとやっていたんだけど、何か実施して起きてきたことがとても重要であると認識したためにそれで入ってきているのもある。だからそれを次に反映しますということですね。そうすると、結局、この中に前年度何を仕事したかと、途中までやってきたことに関する評価が間接的に入っているのかなと思ったんですね。もういいですよ。また評価することはやられるのでいいんですけども、どういう位置づけでやられているのかなというちょっと興味がありましてですね。

○鈴木座長 そもそも原子力規制委員会の政策評価を私たちはある意味ではマンデートしているわけですけども、この政策評価の時期が、今の時期で、27年度にもう既に入っているときに27年度の事前評価をしなきゃいけないとか、ちょっとわかりにくいところもあるのと、先ほどのPDCAの図の中で、

Cのいわばところに記されていて、しかしながら規制委員会の中ではPDCAがもうぐるぐる回っているわけですね。この全体としてのもうちょっと抽象化されたところを我々はチェックをするという、そういうことだろうと思いますから、あまりにやっぱりこういうところまで、入りたいところは、特に例えば福島の問題や何かは、26年度は目標項目に挙がっていなかったのが27年度にはちゃんと挙がってきたというようなことで、非常に意味がある。ただ一般の人は、やはり汚染水が一体どうなっている状況かというのは関心が物すごく高いんだけど、それは先ほど長官がおっしゃったように、事業者と経産省でやらなきゃいけないと。本当にやっているのという辺りは、我々としてはなかなか見えないというようなところもあって、そういうところがみんなここへぶつけられてくると、これは大変ですよ。その辺は、先ほどの防災を分離したというようなことと同時に、やはりこことそれから内閣府、ここと経産省がやっぱり密接に連携をとりながらわかりやすく進めていただくということだろうと思いますね。

やはり大変仕事量がともかく膨大なものですから、規制委員会の方々ももう日常的に追まわられているんじゃないか。そういうところで、将来的にどういう体制が着地点として、定住状態になるのかどうかわかりませんが、どういう体制であるべきか、ここら辺にかけて、まだまだ進んでいくところだと思いますので、いろいろとその辺で目につかれたことをぜひ挙げていただくというのが本日の趣旨でもあろうかと思います。

はい。どうぞ。

○町委員 すみません。その意味でまた次回も呼んでもらえるのであればなんですけども、この動きの書き方で、やっぱり今もおっしゃったように、何かやっぱりただやったことが羅列されているだけで、やっぱりそこがわからないんですよ。とりあえずこれをやりましたやりましたやりましたで、恐らくこれは通信簿を御自身、分担してつけたやつを私たちがそれをまたチェックするというような感じの会だとは思うんですけども、ただ、どうしてもやっぱりやりました的なものが増えてしまいうんですけど、やっぱりやりましたけれどもできてないこともやっぱりこの中にはわかりやすくやっぱり書くべきで、それが多分次の年度への課題になると思います。あとは、もうさっき汚染水の、福島第一に関しては経産省というのが長官からも出ましたけれども、やはりいろんな政策が、やはり一番最初は1点に原子力規制庁でということを抱えたものが、どんどんどんどん多分ほかの省庁との連携の部分で切り離されているものがあると思うので、それもちょっとやっぱりもう3年迎えることで、そこも何かどこことこれは連携してやるのか部分も、もし見える化で書いて、私、福島第一は経産省があれだというのはちょっと、事業者を監督するという意味では経産省だと思うんですが、私はやっぱり第一の責任はここにあるのかと思っていたので、何かそこら辺の、あと汚染水の環境への影響は環

境省との多分連携だと思えますし、あとは、そうですね、そういった関係省庁とどういう形でやっているのか、どこまでが原子力規制庁が責任を負うべきところなのかみたいなのも、何かわかる形が次回には何か書いていただければと思いました。

○鈴木座長 その辺は中期目標と、それから年度重点計画みたいところで、明快にその年度の達成計画が、目標がわかるようになっているということが必要だろうと思えます。

次の議題として、平成26年度の事後評価ということになっても、今、お話がありましたように、説明会を何回開いたと、そういう数字はいっぱいあるんですが、それによって本当に成果が上がったのかどうかという、そういう辺りがなかなか見えないという、それも今後、いろいろ評価をこの分野でしていく上で考えて、あるいは改善が必要であれば改善していくと。そういうことで進めさせていただくことになろうかと思えます。

では、資料の2につきまして、平成26年度の実施策の事後評価の考え方、説明をお願いいたします。

○米谷総務課長 かなり資料、議題の2、3にも踏み込みつつありますが、町委員のほうからありましたが、26年度の通知表という意味では、この資料の2、議題の2が事後評価ということになろうかと思えます。

資料の2を御覧いただきまして、めくっていただきまして、まず実は3ページのところ、26年度の政策目標については、次長のほうからもありましたように、実は5本の政策目標を立てていたというところがございます。

それは、一つには原子力規制行政に対する信頼の確保。2番目が原子力の安全確保に向けた技術基盤の構築。そして3番目で原子力施設の規制及び安全性の向上という目標を立てて、この中に26年度は福島第一原子力発電所の安全確保に向けた取組もこの一部ということで入れておったということがございます。そして4番目が原子力災害対策及び放射線モニタリング対策の充実。そして5番目に核セキュリティ対策及び保障措置という昨年度はこういう体系にしておったというところがございます。

そして、めくっていただきまして4ページ、まず信頼の確保については、測定指標として左にありますような測定指標を掲げておりました、昨年度の事前分析表ですね。それは会議の公開、会議の資料及び会議映像の公開の割合を指標として目標値を100%としていたと。これは先ほど申しましたように、議事運営要領等により非公開とされるものを除き100%の公開をいたしました。

また、ホームページの利用のしやすさにつきましては、JIS規格の等級Aの達成という目標を掲げておりました。これについても総務省の提示するJIS規格の等級Aの達成をしたところがございます。

そのほか、これは数値目標はないんですが、組織体制を強化すること、国際機関や国内外の大学や研究機関との人事交流をすること、主要国及び原子力導入新興国との協力に関する取決め等を締結す

ること、IRRSに対応すること、職員研修のプログラムの策定・運用といった目標を立てておりましたが、組織体制の強化につきましては、先ほど申しましたように、組織体制を整えて、そして具体的には緊急時モニタリング体制の強化などもしたところでございます。

国際機関や国内外の大学や研究機関との人事交流については、研究機関・海外の機関から22名を受け入れ、留学を含め委員会職員15名を研究機関や国内外の機関に派遣をしているというところでございます。

それから、各国との協力に関する取決めの締結については、ドイツ、それからベトナム、トルコ、リトアニア等と規制情報交換協力に関する覚書を作成をいたしました。

IRRSの対応については、レビューを受けるためのテーマごとの自己評価書の作成を開始しているというところでございます。

また、職員研修プログラムの策定・運用等についても、各種研修プログラムを設けて、基礎知識の習得や専門性及び国際性の向上を図るための研修等を実施したということで、測定指標については、全ての測定指標について目標が達成できたのではないかと考えています。

そして、施策の分析、5ページにありますように、これらの独立性・中立性・透明性の確保、人材の確保・育成、組織の業務の不断の見直し、組織体制の強化、諸外国・国際機関との連携の協力は欠かすことのできないテーマであって、行政事業、具体的には予算を使って目標達成に寄与したものと思われませんが、一番上に書いておりますように、なかなか信頼が確保されているかについて、定量的な分析は難しいというところでございますが、今日、各委員から御意見をこの点についても賜ればと思っております。

また、次期目標等への反映の方向性につきましても、原子力規制行政に対する信頼の確保、これはやはり原子力規制委員会がまず掲げるべきものという位置づけは変わらないと思っております。ただ、具体的な測定指標については、この後、議題の3で御説明をしますが、マネジメントシステムにおける中期目標や年度重点計画との整合性を図っていきたいと思っております。

二つ目の指標については、6ページのところ、原子力の安全確保に向けた技術基盤の構築についてということで、測定指標を三つ掲げておりました。

安全研究の成果の反映を含めた規制基準等の策定、見直しを図った件数、それから、規制に活用する観点から安全研究等を通じて蓄積された技術的知見を取りまとめた件数、安全研究を通じて蓄積した知見を個々の審査等に活用した件数といったものを掲げておりました。

安全研究のプロジェクトについては、41のプロジェクトを実施し、当該安全研究の成果の反映を含めて、19件の規制基準の策定・見直しを行いました。目標値が6ということでございましたが、19件の

規制基準等の策定・見直しを行いました。

また、技術的知見の取りまとめにつきましては、25件という目標を定めておりましたが、安全研究を通じて蓄積された知見をNRA、原子力規制庁の技術報告、論文及び学会発表の形式で、67件の取りまとめを行いました。

それから、安全研究を通じて蓄積した知見を個々の審査に反映させる目標値、5としておりましたが、14件、個々の審査等に活用したというところでございます。

これにつきましても、今後とも行政事業、予算を活用して、これらの目標の達成に寄与していきたいと思っておりますし、昨年度につきましては、これらを活用してこの目標の達成に寄与したのではないかと考えられます。

これにつきましても、次期目標への反映につきましては、今後とも重要な課題であり、今後とも施策目標として維持していきたいと思っております。

また、同じようにマネジメントシステムにおける中期目標、年度計画との整合性を図っていくことが必要かと思っております。

三つ目の柱、原子力施設等の規制及び安全性の向上については、六つの測定指標を掲げておりました。

まず、一番最初のところは、いわゆる原子力災害特別法に基づく問題が起きないこと、10条による通報件数がゼロ、15条による通報件数がゼロ、公衆の被ばく、環境の汚染がある放射線物質の放出の件数がゼロという目標を掲げておりましたが、これが達成されたということでございます。

そして、原子力・放射線施設の審査・検査等の実施につきましては、先ほど申しましたように、適合性審査を進めまして、川内の1・2号炉、高浜3・4号炉についての設置変更許可を行うと。また、川内については、工事計画の認可を行うといった結果を出してきたところでございます。また、破砕帯調査につきましても、敦賀、東通について評価書のまとめを行うなどをいたしました。

それから、東京電力福島第一原子力発電所の監視・評価につきましても、実施計画の認可を38件行うなど、監視・評価を行ってきたところでございます。

そして六つ目の柱、安全文化醸成を始めとした安全性向上に関する取組の促進につきましては、新たに各電力会社のトップを招いての意見交換等を行ったというようなことがございます。

これらを踏まえて、目標の達成がなされたのではないかとというふうに評価をしております。

これについても、次期目標への反映の方向に書いておりましたが、原子力の規制を通じて安全性を確保するという事は、原子力規制委員会の大きな任務でありますので、今後とも維持しますが、ちょっと先走って言ってしまいました。福島第一原子力発電所の監視・評価については、他の施設とは

異なり、リスクの低減を図りつつ、廃炉に向けた計画の取組を進めるということから、来年度については別途の目標を項目立てにしたいというふうに考えております。

それから、四つ目の柱、原子力災害対策放射線モニタリング対策の充実については、測定指標として六つを掲げておりました。

原子力災害対策指針に基づく原子力事業者による防災訓練の実施については、39事業所の全てで行うということを達成をしたところでございます。

また、環境モニタリングの結果の解析・公表は、50回という目標を一応掲げておりましたが、26年度中に計52回、1週間に一度解析結果をホームページに公表したところでございます。

また、原子力災害対策指針の改定の検討というふうに掲げておりましたが、これについても、原子力災害対策指針に掲げられた課題について検討を行い、検討結果を踏まえて改定案を取りまとめたところでございます。そして、年度が変わりましたが、指針の改定を行ったところでございます。

事業者訓練評価ガイドラインの策定につきましては、事業者の防災訓練の取組状況を確認するための評価指標案というのを策定しました。

それから、緊急時モニタリング体制を整備するということについては、緊急時モニタリング計画の作成要領を示したり、緊急時モニタリングセンターの設置要領、緊急時モニタリングに係る周囲からの動員の計画を策定するなど、緊急時モニタリング体制の充実・強化を図るとともに、具体的に、先ほど申しましたように、地方の放射線モニタリング対策官事務所の充実をしたところでございます。

それから、放射線モニタリング体制の実施という目標を掲げておりました。これにつきましては、総合モニタリング計画に基づいて、福島全域の環境一般のモニタリングや、東京電力福島第一原子力発電所周辺の海域のモニタリング、あるいは全国的な空間線量率等のモニタリング等を実施し、この結果を毎週公表したりもいたしました。そして、IAEAの環境研究所の専門家に来日をしてもらいまして、日本のモニタリング体制について見ていただきました。専門家からは、日本のデータは信頼性が高いという評価をいただいたところでございます。

12ページ、施策の分析でございますが、先ほど申しましたように、原子力災害対策の充実に向けて、指針の改定に取り組んだこと、事業者防災訓練の評価のための評価指標を策定するなどしたというところでございます。

また、放射線モニタリングの充実についても取組を進めたということで、モニタリングについては海洋環境放射能総合評価委託費等の活用、こうした予算も活用しながら、これらの目標達成に寄与させたというふうに思っております。

それから、五つ目の柱、核セキュリティ対策及び保障措置については、26年度、三つの測定指標を

掲げておりました。

核物質防護規定の遵守状況の検査の着実な実施、これにつきましては、核物質防護等の取組について、遵守状況の検査を着実に行ったところでございます。

それから、IPPASミッション受入れに伴う核セキュリティ体制の向上 につきましては、先ほど申しましたように、2月にミッションの受け入れをいたしました。

それから、IAEAが公表する保障措置に関する実施報告書における評価につきましても、「全ての核物質が平和的活動の中にとどまっている」との評価を得たというところでございます。

ということで、施策の測定については、目標を達成したのではないかと考えております。

そして、次期目標への反映につきましても、核セキュリティの対策、保障措置については、原子力規制委員会が担う重要な役割の一つとして、今後も施策目標として掲げ、具体的な測定指標については、中期目標、年度重点計画との整合を図っていききたいと、このように私どものほうで評価をいたしましたが、先生方の御意見をいただきたいと思っております。

○鈴木座長 いかがでしょうか。では、順番にどうぞ。

○城山委員 先ほどの議論を踏まえたときに、これをどういうふうに議論、整理したらいいかということだと思うんですけれども、やっぱり一番大きいのは、このパワーポイントでいくと、資料の9ページ、福島第一の監視・評価というのは、昔から項目がありましたと。で、ここでは、要するに変更申請が38件あって、認可しましたと。中期的リスクの低減目標マップを決定しましたということも淡々と書かれていて、資料3のほうの表現でいうと、これは評価としては適切に実施しているということなんだけれども、若干甘いのかなというのがあるのかな。

つまり、ここは先ほど長官が言われたように難しいところで、本来、廃炉とか汚染水対策もそれ自体は、もちろんその事業者なり、その事業を見ている経産省の管轄事項ですが、と同時に、一応これは先ほど御説明どこかであったように、特定施設でしたっけ、そこで実施計画というのは全部一応認可事項なので、認可を見るという意味でいうと、やっぱり規制委員会としての責任ある立場に、安全面についてはあったんだと思うんですね。

そのときに、これは精査しないとわからないんですが、38件の変更申請がそもそもなぜなされたかという話があって、もちろんコストを減らすために例えば変更申請がなされた、認可しましたというのであれば、それは安全は全然関係ないんですけれど、多分汚染水絡みの話なんていうのは、当初やろうと思ったのが、思わぬ安全上の問題もあったので、変更申請を出してきて、認可したというのも、わかりませんが、一定程度あるんだと思うんですね。

そういう意味でいうと、やはり、本来事業者がやるべきだということは全くおっしゃるとおりです

し、これは鈴木先生もおっしゃっていたように、仕事はたくさん多いので、過度なことを期待するのは酷だというところはわかった上で申し上げますけれども、ただ、本来であればちょっと早い時期にリスクの洗い出しをやっておいて、認可申請を求められたときに、本当にこういうことも考えたのというのも、本当は言っておいてもよかったのかもしれない。それをある時期から、先ほど御紹介いただいたリスク低減マップというのはまさにやられたので、それはまさにいいことだと思うんですが、本来はそういうことをもうちょっと最初からやっておいてもよかったというニュアンスも若干あってもいいのかなと。そういうことがあるので、今回は27年度に向けては、そこを独立項目として、より重点的に見るようにしたんですよというふうにしたほうが、多少ある種の反省に基づいてそれを行ったという、どの程度の反省かという書き方は極めて微妙だと思いますが、やっぱりちょっとそういうストーリーが多少あったほうが、実情に即しているのかなという感じがします。

また、ちょっとその辺りは、皆さん、お考えが違うかもしれませんが、そういう意味でいうと、今日の説明の資料のパワーポイントの10ページ目だと、何でその独立項目を立てるのかというのは、要するに下から5行目ぐらいですけれども、「他の施設とは異なり、リスクの低減を図りつつ、計画的取組を進める必要があることから、別途掲げる」になる。これはこれでそのとおりなんですけど、まあ、まさにこういうことをもう少し早くからやっておく余地もあつたんじゃないかなところは、若干ニュアンスとしては書かれていてもよかったのかなという感じを、若干いたしました。

○町委員 今、同じ項目なんですけど、これは目標達成度合いの測定が目標達成になっているんですけども、でも、やっぱり福島第一原発の状況を考えると、ここは目標達成なのかというのが、まず第一の疑問でしたね。あの原子力施設等の規制及び安全性向上のところの測定結果なんで、ここはまだ、多分達成できていないというのが、正直なところなんじゃないかというふうに思います。先ほど第一原発のことについては言ったので、ここでは控えますが。

もう一つは、恐らく再稼働に向けて審査を通った原発が幾つか出てきていますので、今年度中なのか、来年度中なのか、動き出す原発があるかと思うんですけども、やっぱり原子力規制委員会と規制庁は、そもそも出てきた書類をチェックして、審査して、認可するだけの役所になってしまうのかという、そういうわけではないと思うんですね。

今後、これはまた経産省からの発表ですけれども、将来的な電源構成で原発は20%から23%ぐらい使う比率にするなんていう数字も出ていますけれども、粛々と申請がきたものを認可していくというだけでは、将来像はどうやって見越して認可も進めていくのかという部分が、すごくちょっと疑問がありまして、規制庁がいろんな原発の優先順位を、何かの条件をつけているわけではないと思うんですけども、今後、その認可を受ける原発が増えてきても、でも40年の廃炉のルールを適用すると、

20%の原発のエネルギーは達成されないみたいなものもありますので、何か将来的には、この原発の申請・認可に関しても、どんな図を描いてやっていくのかという。

ただ、件数を処理してきましたというだけが、イコール評価ではないのかなと思いますので、その辺りも、ここに書いてあるやつだと、件数を何件どうかしたみたいなことしか書いていませんので、原子力規制庁としては、どういう将来の方向に向かって、こういう規制なども行って、目標を掲げていくのかみたいなのが、ちょっと足りないのかなと思いました。

○飯塚委員 私も似たような話なんですけれども、基本的には当初決めた目標があって、それをクリアしていれば丸という原則なんですけれども、そもそもその目標は正しかったのか。とりあえず、項目はそれで抜けはなかったか、十分だったか。オーケーって出れば、確かなのかというような、目標、目的が正しいかということと、それから、それを達成するための手段、政策が真っ当だったら効果的であって、そういう計画の質までもはかるという観点を、挑戦したいなという気がします。

最初は数字を挙げて、できたかできないかで行くんだけど、そのうちに、今回やって、反省して、次は反映しようとして書いてあるわけですから、そういう意識があるんですね。そうしたら、これを前向きに伝えたいなという気がしました。

ですから、ちょっと厳しくなるけれども、城山先生がおっしゃったのもそのとおりで、こういうふうを考えていたけれども、それをもともと入れていなかったというのを言うのか、それとも出てきたことに対して、我々は非常に感度鋭く応じて、ちゃんとした計画づくりをやったから、二つの理由だと思うんですけども。その手のことを計画の質、目標の質という観点から入れたいなという感じがしました。

もう一つ、指標にしているものとして、やっぱり定量的に減らさなきゃいけないトラウマがあるじゃないですか。そうすると、これつらいですよ。測りようがないほど山ほどある。特に信頼資格なんて言われた場合には、定量的にやるといったって、アンケート調査して、世論調査をするかなんてことになっちゃうじゃないですか。でも、それでも何とかして、例えば、あることをやった場合は、最終的な結果、何々をするという実施計画に関するのが目標だったとしても、その結果生じてくるであろうアウトカムをはかる努力をしたいと。そうでないと、やると決めておいて、やった、やったと丸をつけたけれども、結局効果ないよということだったら、これは情けないわけで、まさに計画の話なんだけど。そういった二つのことを考えたいなと思っています。これでよかったかどうかというのを、大体評価する必要があるかどうかというのも若干疑問なんですけど。今さら○・×つけてもしようがないじゃないかという気がするんですよ。

○清水次長 資料の例えば3のほうの5ページを見ていただくと、ここに東京電力福島第一発電所の監

視・評価という項目があって、実は、何件認可したというのがこちらのほうには書いてありますけれど、目標については、飯塚先生がおっしゃるとおり、適切に実施ということであります。それで、何をもって適切に実施したかという、その部分かなと思うんですね。

それで、御説明不足の面があったと思うんですね。福島第一の廃炉なりについては、あるいは汚染水対策については、先ほどから出ていますが、基本的には事業者サイドあるいはそれを支援する経産省サイドが、これをどういう計画を持って進めるというのが基本で、我々はあくまで監視機関、規制機関として、そういった彼らの持ってくる計画というのが、本当に環境とか人に対して危険性がない、安全なものとしてできているかどうか。そこをきちんと評価するという、その部分なんです。

ですから、例えばある行為によって、周囲への放射線の影響とか放出をどう判断すると、それが福島第一であれば全体の目標などもありますので、そういった中に全部が入っているかどうか、これをきちんと評価した上で、その実施計画を認可しているという、そういうことがここで言われている「適切な評価」の内容だというふうに思います。

何件やったからオーケーとか、何件やってないからオーケーということではないということで、ちょっと御説明の仕方が、何件あるからというような感じのちょっと印象をとられたのであれば、そこはちょっと修正しておきたいというふうに思います。

その上で、これまでデスクワークをさらってきているということが評価の内容になっていると思いますし、そこら辺をどういうふうに見ていただけるかということの御意見をいただければなということだと思います。

○城山委員 それから、ここは詰めると、まさに適切な認可かどうかということが結構問われる話で、本当はそこを踏み込む、本来は必要があるんだと思うんですね。やっぱり、主たる変更の事由の大きな理由は、安全上の課題か、それが懸念されたから設計方式を変えるような話も多いわけです。ですから、そういうものがどのぐらいあったかわかりませんが、そういうのはなかったんですか。

○清水次長 基本的に、例えば事故とか問題が起きたときに対する対処という意味での実施計画の変更というのがあれば、それはおっしゃるとおりなんですが、事業者が出してくる実施計画の多くは、例えば先ほどリスク低減マップの中にありましたけれども、例えば4号炉の使用済プールから使用済燃料を取り出して個別のプールに入れるとか、そういう作業をやっていいかどうかと、あるいはミガートレンチという大変リスクが大きいところについて工事を進めていって、こういうふうな形にしているかという、実施計画の認可の多くは、失敗に対する対処というよりは、もう少し前向きなリスクを低減するための事業者の計画ということが多いというふうに認識しております。

ただ、そういうリスクを減らすような事業であっても、場合によっては、それがまた別の悪影響を

生み出すかもしれないので、そこら辺はきちんと評価して、ちゃんと安全にできるというような、そういうことをチェックするわけです。例えば凍土壁みたいな問題が、マスコミでは多くいろいろ議論されていますが、凍土壁自体もプラス・マイナス両方ありますので、そこら辺は我々は安全サイドに立って慎重に見ているという、そんな議論が多いです。

ちょっと抽象的になってしましまして、すみません。

○城山委員 評価の評価を詰めていこうと思うと、もっと具体的にやらざるを得ないので。

○池田長官 認可の件数は、今次長が言いましたとおり、あまり私ども数で評価するようなものではないと思っているんですが、ここでどうして変更が出ているかというのは、ほとんどの場合は工事の進捗に伴うものなんですね。ですから、例えば汚染水のタンクが足りなくなったからまたつくっていいですかとか、そういうのが多いんです。ですから、その認可の数を誇ってもあんまり意味がないというのは、そのとおりでございます。

ただ、城山先生がおっしゃったとおり、最初からそれを見込めなかったかという問題は、確かにあるかと思うんですね。一番最初に起こったタンクからの汚染水の漏えいは、タンクのつくりが悪かったというのが一番大きい問題です。そういうのを認めた責任はあるんじゃないかと言われれば、ないとは言えんと私も思うんですが。ところが、最近の汚染水の漏えいは、多くの場合は人為ミスなんですね。うっかりあけちゃったとか、そういうものが多くて、必ずしもこの計画を認可したことが問題かという、必ずしもそうではないんじゃないかなというふうに思っております。

今、次長が言いましたように、凍土壁の問題は、凍土壁をつくった場合、周りの地下水の推移との関係がこれがありまして、高濃度の汚染水が逆にそっちへ漏れ出すおそれがあるというんですね。その辺の評価は非常に難しいところで、その辺の問題で、下手な認可をしたとあって、これは一生言われるおそれが十分あると思うんですけれども、そういう問題ももちろん含んでいるんですけど、今回出ている認可については、ほとんどがそういう手のものであるということでございます。

○鈴木座長 なかなか難しい問題がいろいろあると思いますが、評価制度そのものについての議論というのは、ここで始めると、多分大変なことになるような気もして、政策評価、例えば私なんか見えていますと、国立大学法人なんかの評価も、中期目標とか中期計画を立てて、毎年毎年評価。実にもう、ここで言っちゃいけないか、くだらない、無駄な、物すごく時間を使ってロスが大きいんですよ。そういう意味で、これもその施策評価ということで、多分定量的に云々ということで、こういう形にならざるを得ない。

ただ、これはやってみて、少しこちらも進化していくということが必要でしょうから、本当にその意味があるものは何かという、そういう形で、この表そのものを改定していくというのは難しいんで

すかね。フォーマットを変えていくって。これはしようがないのかもしれませんが、ぜひ、その辺も視野に入れて、というのは、もう次のその27年度の事前分析表ですか、これがまさにそれに沿った形でつくられてしまっているということもありますので、ちょっと時間をかけて、ここが突破口になってということもないと思いますが、ほかの省庁やいろいろなところでもこういう施策評価というのは、ちょっとある意味では大変な思いをしていらっしゃるのかなという気もいたします。

もう一つ、福島の問題は、この規制庁ができたのは、結局、推進側とその規制側をはっきり分けるということで規制庁ができ上がってきたんですが、福島の場合は、もうその推進側が敷地内は全部を見るという体制が、本当はおかしいのかもしれないですね。敷地内についても、やはり規制側がきっちり計画を立てるといようなところに参画するという形で進んで行くぐらいのことがないと、どうも、推進側が、そこを計画をいろいろ立てて申請して来られると、何となくあやしいというか、危ないなという気がしないでもないで、その辺はもうどうしようもないですか、力関係からいって。

○池田長官 どうしようもないかどうかというのはあれなんですけれど、やはり、原因をつくった者が責任を負えというのが、今回、一部事故についての考え方なんだろうと思うんですね。その意味で、東京電力が前面に出てできるだけ自分の負担に応じてやっていくと。そういうことを、我々としてはできるだけ安全面に影響を及ぼさないように見ていこうと、こういうことなんだろうと理解をしているんですけども、今鈴木先生がおっしゃったとおり、法律の立て方そのものを変えてしまって、全く別の組織がやるということもあり得ると思うんですが、現時点においては、今のような仕組みなっている現状から見たら、こういうことにならざるを得ないなというふうに思っております。

○鈴木座長 東京電力がしっかりやっていただくために、規制側がその計画であれ、もうちょっと長期的な工程表みたいなものにもきっちり関わっていくということがあっていいのかもしれないと思います。

いろいろとありますが。

○町委員 原子力災害対策及び放射線モニタリング対策の充実のところで、緊急時モニタリングセンターの設置というのが出てきた。私は、あれ、また新しいセンターができるんだという感じなんですけど、これはオフサイトセンターがそもそもあるんですけど、それとはまた別にこれは設置することなんですか。一応、設置要綱みたいなやつはホームページで拝見したんですけども、オフサイトセンターはオフサイトセンターで原発の近くにつくって、これはこれでまた別のところなんじゃないか。

疑問に思ったのは、オフサイトセンターも、もし本当に事故があったときは、かわりになる施設を用意しなきゃいけないというのが、もう去年も何かに出ていましたけれども、このモニタリングセン

ターに関して、何かあったときはかわりになる施設を用意しなきゃいけないというのが、設置条項の中には書かれていたんですね、実は。なので、ここにこういうセンター体制をつくって充実強化を行ったと書いてあるんですけど、これはまだこれからできるセンターなんですね。

だから、目標は相当程度、でも目標達成とは書いてないので、要綱をつくったのでオーケーなんだと思うんですけど。

○清水次長 建物とかいう意味であれば、きっとオフサイトセンターの中に同居してつくられるものが多いと思います。この緊急時モニタリングセンターというのは、一旦事故が起きたときに、直ちに専門家なり、あるいは規制庁からも人間が行って、あるいは自治体からも人が行って、そこに集めて、そこでモニタリング計画をつくって直ちにモニタリングを開始する、そういう中心的な場所という意味です。

同じように、代替のところというのは、オフサイトセンターも、例えば使えない場合は第二、第三の代替地ということで、例えば県庁の中とか、そういうことが定められていますので、このセンターも同じような形で運用されると思います。

○町委員 ちょっと自治体からしたら自治体の負担も大きいような、あとは、何かあったときに本当に稼働するのだろうか。センターをたくさんつくったところだというのが、ちょっと思いました。

○池田長官 センターをつくる趣旨は、自治体の仕事をやりやすくするためにつくると。例えば航空機モニタリングは各国がやるんです。モニタリングポストあるいは車に乗るモニタリング、いろいろあるんですけども、それを統合的にやろうというのを、恐らくオフサイトセンターの中にできると思いますけれども、そこにつくりましょうと。こういう趣旨でありまして、人が自治体で足りないときは、場合によれば周囲の自治体からも人を集めると、そういうようなこともやろうと、こういうこととございますので、自治体が、これができたために負担が多くなるということはないと思うんですよ。

○町委員 そうですか。一応中身を見たら、いろんなセンター長をつくってとかという、これを参考にしてこういう組織にしてくださいみたいなことが書かれていたので、何かちょっとお役所的ななんて、こんな紙に書いたとおりに、何か起きたときにマニュアルどおりいくのかななんてというのは、一抹の不安を抱えて。去年も、前回もクギを刺させていただいたんですけども、やっぱり建物の安全基準が整っただけでは、私は、安全文化の醸成という言葉が今回ちょっと盛り込まれておりましたけれども、やはり大事なのは、安全とってしまう文化ではなくて、危機をいつも感じて危機管理ができる、そういう体制がとれるかだと。文化はまだ安全が確保されていなければ文化ではないと思いますので。

そういう意味では、避難計画に関しても、あわせて私は建物プラス、それが合わさって多分完全な安全に近くなると思いますが、このモニタリングセンターも、そういう意味では、避難の際のかなめになる場所になるんだと思いますので、より中身の、文章をしっかりとつくるだけでなく、中身を充実をさせていただきたい。やっぱり双葉病院で十何人も亡くなったあの悲劇は二度と、何か起きたときに繰り返していただきたくないと思いましたので、言わせていただきました。

○鈴木座長 御趣旨はそのとおりだと思いますので。

それでは、これはこの形でお認めするという事によろしいんですね、26年度。

(はい)

○鈴木座長 続きまして、27年度の実施策に関わる政策評価の事前分析表のポイント、事前分析表が資料5になるわけですか。資料4で説明いただくわけですね。

○米谷総務課長 資料4でポイントを説明させていただきます。

資料4の3ページを御覧いただきたいんですけども、先ほどもう結果、話が出てきておりますが、27年度の政策体系につきましては、規制委員会で3月11日に議論をいたしました。そこで26年度の施策目標は先ほどお話をしましたが、この左側の5本であったわけでありましたが、27年度は6本立てにしようという議論になりました。

それで、どこが変わったのかというと、大きく変わったのは、3番目に、「原子力施設等の規制及び安全性の向上」というのが26年度はあったのですが、これを分けようと。「原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施」と「東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等」は、これは委員長の強い御意向で、別途立てをしたいということで、そういう体系にしようということになりました。

それから、26年度は人材の育成のところを、原子力規制行政に対する信頼の確保、1番の中に入れていたんですけども、ここで27年度の4番目の箱です。原子力の安全確保に向けた基盤の構築は、技術の基盤と人材の基盤となるという議論がありまして、信頼の確保のところの人材の基盤の構築はこちらに持ってきて、そしてこの6本の施策体系、「原子力規制行政に対する信頼の確保」「原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施」、それから「東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等」「原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築」、5番目に「核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施」、6番目に「原子力災害対策及び放射線モニタリングの充実」というのを体系にしようというものが、委員会決定をしたところでございます。

それに沿いまして、27年度の測定指標等を定めていかなければならないということで、まず1番目、4ページでございますけれども、原子力規制行政に対する信頼の確保についてということで、26年度の

目標を左に掲げておりますが、27年度はこうした目標にしたい。これは先ほど26年度の評価のところ
で申しあげましたように、27年度は中期目標、年度業務計画というのをつくりましたので、それに沿
う形で測定指標をつくらうという方針に基づいて、「会議の透明性の確保」、それから「ホームペ
ージの利用のしやすさ」といったところは維持しつつ、「独立性の確保、コミュニケーションの充実」
「中立性の確保」「マネジメントシステムの本格的な運用と改善」といった年度重点計画で重要な項
目とされたところを測定指標にしようというふうに考えております。

また、「主要国との取り決めの締結」については、取り決めの締結を目標測定指標にしていたんで
すけれども、これはかなり進んできましたので、国際社会の連携（国際会議等への積極的な参加等）
という目標にしたいというふうに思っています。

二つ目の柱につきましては5ページ、原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施のところにつ
きましては、「原災法による通報件数がゼロ」であることといったことは維持しつつ、「規制制度や運
用の継続的改善」「緊急作業員の被ばくに関する規制の見直し」「放射線障害防止法に係る制度の整
備」、それから「原子力規制法及び放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施」、そして
「安全文化醸成を始めとした安全性向上に関する取組の促進」という目標を測定指標に掲げてはど
うかと思っています。

三つ目の柱、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等については、三つの測定
指標、「東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視」、それから「東京電力福島第一
原子力発電所事故の分析」、それから「放射線モニタリングの実施（維持）」という測定指標を掲げ
ております。

四つ目の柱、原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築については、「安全研究」につ
いては昨年度の目標を維持しつつ、「国内外のトラブル情報の収集・分析」、それからあとは人材の
ところで、「人材の確保」「研修体系等の整備」、それから「国内外への留学、研究機関や海外の機関
との人材交流」、これは26年度のを維持しつつ、「ノーリターンルールの運用方針の明確化」という、
年度重点計画の目標を測定しようとしていきたいと思っております。

五つ目の柱、核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施については、核セキュリティの
関係では五つです。「個人の信頼性確認制度の導入へ向けた検討及び制度設計等」、それから「放射
性物質及び関連施設の核セキュリティに係る課題の抽出及び検討」、それから「IPPASのミッション」
を受け入れましたので、今度はこれにおける間もなく勧告等が明らかになりますので、それへの実行
等への対応、それから「核セキュリティ文化醸成」と、そして「核物質防護規定の遵守状況の検査の
着実な実施」することは維持しております。また、「保障措置実施報告書における評価」についても

維持をするという形にしております。

最後、6番目、原子力災害対策及び放射線モニタリング対策の充実については、「防災訓練の実施」、それから「モニタリング結果の解析・公表」、それから「指針の継続的改善」という、昨年度の指標を維持した形にしてはどうかと思っております。

こうした形で、今年度の実施策に係る事前分析表のポイント、特に測定指標の立て方をこのようにしたいというふうに思っております。

○鈴木座長 いかがでしょうか。

○米谷総務課長 最後のページを抜かしてしまいました。すみません。

それから、「緊急時モニタリング体制の整備」、それから「放射線モニタリングの実施」を維持しつつ、「緊急時対応能力の強化」というのを年度重点計画に掲げましたので、これを測定指標に加えたいというふうに思っております。以上でございます。

これを資料5が事前分析表でございますが、そのポイントを資料4で整理をさせていただきました。

○鈴木座長 また、こちらから。

○飯塚委員 どこまでできるかわからないんですけども、2本目以降の柱は、何かを実施するとか、適切に実施するということですね。1番目のほうは、明確に信頼の確保ということを行っているわけですよ。そうすると、とりあえず非常に嫌らしくて、信頼確保の目的だから、その指標ならば目的達成できたかどうかはかりたくなっちゃうんだけど、それはこういうことだよになっているだろうと、バアーツと考えていて、10以上考えて、それが実施したときに華々しくやる。だから、ほしいなと思うのは、ちょっとこれ難しいですよ。けども、本当に信頼確保できたということをどういう現象から見るんだろうかというのを、何か定性的でもいいし、皆さんの感触でもいいから、何か入れたいなという感じが、実はしました。

○鈴木座長 それは、本来は2以降、2から6までがちゃんと整えば、信頼の確保というのは、結果として生まれてくるんですよ。これが最初に出てくるので、何となく非常に不思議な感じがして、そのためにホームページをつくれとか、そんなのは些細なことですね、ある意味で。些細と言っちゃいけないけど、当然のことですよ。

○飯塚委員 2番目から以降の柱については、何かを実施するわけだけでも、このときに、多分、このことを実施することによって、ある種の効果というか、こんな状況になるだろうなということを思っ
ていらっしゃるわけで、そいつをまた定性的でも構わないから、最後のまとめ、結果のときにコメントを書きたいなという感じはします。

今回のように、これを何件やっただけじゃなくて、それをやったことによって、こんなことが生ま

れてきたとか、こんな状況になってきたというような、本当に狙っているところについての記述も意識したいなという感じはいたしました。

○鈴木座長 では、田尾委員。

○田尾委員 施策の5番目でしたか、ノーリターンルールの運用の方針明確化という点、これは新しい測定指標というか、新しく推進すべき施策として今度取り上げられました。この位置づけについて、人材基盤の構築というところでおさめていますけれども、もともとこれは、いわゆる独立性の確保のためにこの問題が出てきたんだらうと、そういう法律の附則でこのノーリターンルールというのが指摘されて、そういったいきさつで出てきたはずだと理解していたんですけども、これは、また大きく何年も続けて運用することでしょうから、そういう目で見ると、人材基盤の構築というところに入れてもいいんですが、若干その違和感というか、そういう感じがしているということが、1点。

○清水次長 確かにおっしゃるように、ノーリターンルールというのは、法律の附則に書いてありまして、原子力を推進する行政組織に配置転換してはいけないということで、一応5年間は適用猶予があるんですが、そういう規定です。

一つには、おっしゃるように、独立性担保という意味がありますが、もう一つは、人事政策上もここを明確にしないとなかなか各省との人事交流が進まないといえますか、当然将来的には我々は自前で若い人たちを育て、中途採用もやって、自立した組織としてやっていきたいんですが、今の中途の段階においては各省から出向してきている人たちに支えられている面もあるので、中間的措置かもしれませんが、ここを明確にすることによって、人材の基盤が明確になるという意味で、こういうふうに入れさせていただいたという、そういう趣旨でございます。

○田尾委員 それは、異論ないんですけども、どこにはめ込むかという、そういうところで、恐らくその辺りを勘案した上で、ここに入れたんだらうと思います。

○城山委員 これ一つ質問なんですけど、核セキュリティのところ、IPPASのミッションがあったという話は、最初のところで僕が言いましたけれども、関連してか関連しないか、個人の信頼性確認制度だとか課題の抽出だとか、かなりセキュリティの話が書き込まれているという感じがするんですが、ここはどういう認識に基づいて、ここをある意味ではちゃんといろんなことをやらなきゃいけないということになってきたのか、若干背景を教えていただければと思います。

○清水次長 核セキュリティの問題につきましては、核セキュリティ検討会という検討会を今立ち上げておりまして、その中で幾つかの課題が抽出されてきております。

一つには、ここに書いてありますような個人の信頼性の問題、それから運輸関係の問題とか、それから条項には書いてありませんが、あとそれからRIといいますけれども、放射性と元素の施設に係る

セキュリティの問題とか、今はなかなか制度上対応できていない問題があるので、これはきちんと対応していかなければならないということ、我々としても考えていたところ、ここでいうIPPASという国際的なミッションの中でも、類似していることが指摘されているということがあるので、これは核セキュリティ問題に対して本格的に検討していかなければならないという、そういう問題意識の中で、これだけのものを挙げさせていただいたという、そういうことでございます。

○鈴木座長 このセキュリティというものにつながるかもしれませんが、情報管理の問題で一次ちょっと何かニュースになったりしましたね。ああいうつまらないことをなるべく防ぐというのでしょうか、そういう意味ではやっぱり情報管理はこういうふうにかうできているというようなことを、むしろきっちり公にしておかれたほうが、つまらないものもあんまり機密事項にしないとか、そういうことも必要なのかもしれませんね。それはちょっと今日のテーマではないと思うんですが。

この参考4にあります第1期中期目標というのは、これは規制委員会が自分でつくって自分で、どこかがこれを承認するというものなんですか。規制委員会が御自分でおつくりになって。

○清水次長 はい。規制委員会が自分でつくったというものです。

○鈴木座長 本当はこういうものをつくることをここで披露をできるといいのかもしれませんが、ただ、これを拝見すると、実はもうこれとほとんど対応したあっさりしたものなので、それでもいいのかもしれませんが、何となく、やはり5年という目標を立てて中期目標をつくっておられるので、5年間にどこまで達成するのかという、まさに内容の問題ですよ。そういうものをどこかで議論しておかれるほうがいいのかなという気がいたしました。

この重点計画も、何となく参考4とパラレルにこんがらがっていて、それをまた事前分析表のポイントにそのまま対応しているというような、実にそういう意味では機械的で、わかりやすい設定にしているのに。

○町委員 質問なんですけれども、原子力災害対策及び放射線モニタリング対策の充実の25年度、26年度は予算がついていたんですが、ごめんなさい、私ちょっと事前にいただいたのでページがずれているかもしれないんですが、避難指示区域が解除されて帰る住民の方への安全確保のための実施のところ、もう今年も予算がついていないので、これはもう環境省のほうでしたということなんですか。

○米谷総務課長 すみません、どの資料の何ページを。

○町委員 資料5です。資料5のプロジェクト名が、7で避難指示区域などにおける環境放射線モニタリング推進事業委託費というやつですね。すみません、私は事前にいただいたのを見ていたんで。

○米谷総務課長 これは担当課はわかりますか。

○事務局 監視情報課の鈴野と申します。事務的なミスでして、27年度も予算はついております。申し訳ございません。

○町委員 ごめんなさい。いや、これ、なくなっちゃったなと思ったので、これをやらないのかと。じゃあ、新しいのには書いてあるということですね。私、ちょっと事前にもらった資料を見ていたの

で。

○事務局 資料に書いてないんです。すみません。

○町委員 そうですか。じゃあ、間違いに気づいてよかったです。これをやらないと、どこがやるんだろうと思ったんで。

あと、もう一つ、ごめんなさい、これは手短にしますと、研修用のシミュレーターをつくるというのがプラントシミュレーターなんですけど、これ決して安くない予算があれなんで、これは新しくつくらないとだめなんですか。既存のもので何かこういうことが研修できるものというのはいないんですか。これ、高度な研修設備としてつくとあるんですけども。

○清水次長 プラントシミュレーターというのは、要するに原子力発電所の中央制御室みたいなものを模して、実際にそこで、例えば事故を再現して訓練できるというような、そういう施設であります。これは、国内にも幾つか民間の、民間といっても大体電力会社は持っているところが多いんですが、施設があるんですが、そういうところを過去においては借りて、原子力規制委員会の職員も研修はしていたんですが、やはりここは民間の施設ですので、民間の実際持っている電力会社などのスケジュールが優先されてなかなか研修できないということがありました。

そういう中で、これは党のほうからの提言がありまして、きちんと自前でこういう研修の施設を持って、もっと原子力規制委員会の職員の質を上げろというようなことがございまして、それで整備をしたという、そういう経緯のものでございます。

○池田長官 簡単にいえば、電力会社のを借りていると、なかなかこちらのやりたいときにできないというのが実態なんです。そういう意味で、新たにつくっていくと。これでもかなり安く小型にしたつもりなんですけれど。

○鈴木座長 実際の事故までシミュレートできるんですか。ただ、予想外に、例えば制御もメルトダウンとか。

○飯塚委員 原子力会議が全部定義して、それが反応するように、絶対使わなきゃだめだなみたいな。

○鈴木座長 だけど、それは状況によって、こういう状況になれば水素爆発なのか、主蒸気爆発なのかというところまでシミュレーションしようとしたら、結構、確率論的な。コンピュータプログラム、ソフトウェアの塊ってなかなかブラックボックスみたいで、勘の鋭い人がこうだと言っても、

でも、こういうのは必要ですよ。

こんなところでよろしいでしょうか。その他というところは。

○池田長官 最後に、飯塚先生から先ほど来御指摘いただいていることは、毎年飯塚先生から御指摘いただいているんです。なかなか実現ができなくて誠に申し訳ないんですけども、これはある程度、実は総務省から提示があるフォーマットが決まっているという部分がございます。これはもともとの起こりが、予算のコストパフォーマンスがあっているかというようなところから出てきていますので、なかなか国民の世論調査をやるとか、そういうような発想から出てきているものでないので、飯塚先生の御指摘は常々拝聴はしておりますけれど、その御希望になかなか答えられなくて、大変申し訳ないということを一言お詫びを申し上げたいと思います。

○鈴木座長 どこかで戦っていただく必要があるかもしれませんね。

これでよろしいですか。時間が参りましたので、政策評価懇談会を終了します。

何か事務連絡はございますか。

○米谷総務課長 今日はお忙しい中、お集まりいただきまして、貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございました。

特に1Fのところ、38件の認可を行ったとかいうようなところを、評価の記述ですが、今後、ちょっと我々も記述ぶりとか、あるいは評価に当たっての精神というか、そういうところを考えてまいりたいと思っております。

本当に貴重な御意見を賜りましてありがとうございました。

以上